



2022年5月13日

各 位

会 社 名 富 士 興 産 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 保 谷 尚 登
(コード番号：5009 東証スタンダード)
問 合 せ 先 総 務 部 長 倉 林 正 浩
(TEL. 03-6859-2050)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加及び修正

中期経営計画(2021年度～2023年度)に沿った今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を一部変更するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日
定款変更の効力発生日 2022年6月29日

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(5) (条文省略) (6) 液化石油ガスの販売 (7)～(13) (条文省略) (14) 自然エネルギー等による発電事業、その管理・運営および電気の供給、販売ならびに同事業に係るコンサルタント業務 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (15) (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(5) (現行どおり) (6) <u>液化石油ガス、液化天然ガスなどの高圧ガスの貯蔵、売買</u> (7)～(13) (現行どおり) (14) <u>再生可能エネルギーを利用した発電および排熱利用設備の管理、運営ならびに電力・熱の販売</u> (15) <u>有機性資源を原料としたエネルギーおよびその副産物の製造、販売ならびにそれらの設備の管理、運営</u> (16) <u>資源リサイクル事業、土壤環境浄化事業および廃棄物処理業</u> (17) <u>貨物自動車運送事業</u> (18) <u>古物の売買</u> (19) <u>温室効果ガス排出権の取引に関する事業</u> (20) (現行どおり)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p>
	<p>第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p data-bbox="818 259 911 293">(附則)</p> <p data-bbox="818 300 1382 600">1. <u>現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="818 607 1382 757">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="818 763 1382 913">3. <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>